

札幌市子どもの権利条例検討会議設置要綱

平成19年(2007年)7月24日

子ども未来局長決裁

(目的及び設置)

第1条 本市が制定を目指す(仮称)子どもの権利条例(以下「条例」という。)について、権利の侵害から子どもを救済するための制度(以下「救済制度」という。)のあり方などを審議することを目的として、札幌市子どもの権利条例検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 救済制度の基本的な枠組みに関する事項。
- (2) 救済制度を含めた条例全体に関する事項。
- (3) その他市長が検討会議において行うことを必要と認めた事項。

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から答申書を市長に提出するまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に座長及び副座長を各1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、必要の都度座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 検討会議の意思の決定は、合議により行う。ただし、合議によりがたい場

合には、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

6 検討会議は、これを公開する。ただし、検討会議において公開を相当でないとして認める場合は、その限りではない。

(謝礼)

第7条 会議の出席に対する委員の謝礼は、1回あたり12,500円とする。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課及び教育委員会学校教育部指導担当課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。